

兵庫県人権擁護推進懇話会提言 「人権関係機関・団体のネットワークのあり方について」の概要

1 提言の趣旨

近年、人権に関わる多くの法律が制定・施行されているものの、同和問題をはじめ、児童虐待や学校でのいじめや体罰、女子差別、夫・パートナー等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス、以下DVという。外国人に対するものを含む。）、ストーカー行為、高齢者・障害者の権利侵害、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等に対する差別や偏見など、外からは見えにくい家庭や施設、職場等での様々な人権侵害も顕在化してきている。

多岐にわたる人権問題の解決に向けて今後さらに人権文化の醸成を図り、あらゆる人権が尊重され心豊かに暮らせる社会づくりを進めていくうえで、行政と地域団体・職域団体・関係団体その他NPOがネットワークした広範な人権擁護活動の展開が必要となる。

本懇話会では、兵庫県が平成13年3月に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」で示された方策を具体化するため、兵庫県から受けた下記の諮問事項に対し、行政と民間が連携・協働して人権擁護の活動を総合的に進めるためのネットワークのあり方について提言案をとりまとめた。

各種人権関係機関が、今日の深刻な人権侵害の実態を踏まえ、専門機関としての役割の重要性を自覚したうえで、所掌する分野を越えた幅広い連携と協力のもとにその救済にあたることはもちろんであるが、この提言を踏まえて地域団体や職域団体なども参加した行政・地域・職場をネットワークした総合的な取り組みが展開され、人権擁護を担う人材が育ってくることを心から切望する。

【諮問事項】

- (1) 自治会・婦人会・老人会等の地域団体や商工会・JC・労働組合等の職域団体、人権関係団体、国・県・市町の人権関係機関が全県的なネットワークのもとに実効ある人権擁護活動を展開していくうえでの連携・協働のあり方
- (2) 人権擁護を推進する県の拠点として、(財)兵庫県人権啓発協会が人権関係団体・人権関係機関との連携を充実強化していくうえで備えるべき機能や組織体制（設備整備を含む）

2 人権関係機関・団体の連携・協働のあり方

(1) 人権擁護における連携・協働の必要性

児童虐待やDV等の人権侵害事案に関して、人権関係機関が諸法令に基づいて行使できる権限は、現在のところ被害者の一時保護と被害の拡大防止に限定され、加害者への積極的な働きかけにまで及ばないという課題に対して、他の関係機関や団体との連携・協働により対処する必要がある。

(2) 「人権委員会」との連携・協働

人権擁護推進審議会第2号答申において、実効的な救済を図るため「人権委員会」が人権侵害の被害者の保護等にかかわる施策を実施する機関との連携協力関係が必要であると述べられていることを踏まえ、各人権関係機関において抱える課題のより効果的な解決に向けて、被害者の保護や救済はもとより、とりわけ加害者に対する指導や啓発の面で「人権委員会」との連携・協働を積極的に進めていくべきである。

(3) 地域・職域団体やNPO等との連携・協働

ネットワークに参画する各団体が、相互の意識差や地域差を克服し、地域で生起する多様で複合的な人権問題に連携・協働して取り組めるよう、広範な情報提供や研修を通じて問題意識を共有し、相談や通報、見守りをはじめとする様々な活動を協働していく必要がある。

また、その際には、ネットワークが形骸化したり、硬直化したりしないよう、行政主導ではなく参画する機関・団体それぞれが主体的判断に基づいて重層的・横断的な活動を展開できる緩やかなネットワークとなるよう十分に留意する必要がある。

(4) ネットワーク構築のための具体的方策

情報と問題意識の共有化

ア 人権に関する情報バンクの創設

人権に関する講師等の人材や様々な人権関連データ等に関する情報をデータベース化し、ホームページ上に「ひょうご人権バンク」を開設して、団体・市町・人権関係機関からの照会に応えていく。

イ 人権に関する総合情報誌や啓発冊子の共同制作・発行

人権全般に関わる情報発信機能を担う(財)兵庫県人権啓発協会が、保護・救済機関・団体等の取り組みをはじめ、人権に関するリアルタイムな情報を掲載した総合情報誌を発行するとともに、保護・救済機関と共同で人権侵害の態様や救済制度の内容を掲載した冊子を制作し、関係機関はもとより広く県民に提供する。

ウ 人権研修対象者の拡大及び研修内容の充実

これまでの県の職員等をはじめ、市町人権啓発担当職員への研修に加え、社会福祉研修所等での研修受講生や、地域・職域団体の会員など、できるかぎり対象を拡大するとともに、ワークショップや体験研修、施設見学や現地視察なども取り入れた効果的な人権研修を実施し、多岐にわたる人権情報及び問題意識の共有化を進める。

エ 人権関係機関職員名簿の作成

人権侵害事案が発生した際に関係機関の職員が円滑に連携・協力した対応を進めるうえで、県域レベルで人権関係機関の職員名簿を作成して毎年度更新する。

(5) ネットワークによる事業の共同実施

「差別をなくそう県民運動」の見直し

人権文化の醸成に向けたより広がりのある運動となるよう誰もが親しみの持てる名称にするとともに、フェスティバルについては、関係機関や各団体、企業等の参画を得た共同事業として実施する。

人権に関する県民意識調査の共同・定期的実施

多岐にわたる人権問題の啓発施策の成果と手法を総合的に検証・評価し、効果的・効率的な啓発の展開に向けた検討資料とするため、人権関係機関が共同して人権全般に関する県民意識調査を定期的を実施する。

(6) ネットワークの概要

目的

「人権委員会」創設の動きも踏まえ、行政と地域団体、職域団体、関係団体
その他NPOが、参画と協働の理念に基づき、人権に関する情報と問題意識の
共有を図りながら、連携・協働した教育・啓発や見守り・相談・援助、救済を
はじめ、これらに関する施策立案・提言など人権擁護のために必要な重層的な
活動を進める。

構成団体・機関

行政	県の関係課、男女共同参画センター、女性相談センター、こどもセンター、 神戸地方法務局 等
地域団体	連合自治会、老人クラブ連合会、連合婦人会、子ども会連合会、PTA協議会、 社会福祉協議会、愛育連合会 等
職域団体	経営者協会、商工会議所連合会、JC、労働組合、弁護士会、保育協会 等
関係団体 その他NPO	人権擁護委員連合会、民生児童委員連合会、人権・同和教育研究協議会、 同和関係団体、DV防止・情報センター、身体障害者福祉協会、国際交流協会、 HIVと人権・情報センター、保護司会連合会 等

運営

ア 連絡会議の設置

地域団体、職域団体、課題分野ごとの関係団体その他NPOで構成する「関
係団体連絡会議」と県の関係機関で構成する「関係機関連絡会議」を設置し、
それぞれ(財)兵庫県人権啓発協会と県の人権担当主管課が事務局となって連
絡調整を図る。

イ 総会及び企画運営委員会の開催

(財)兵庫県人権啓発協会、県の人権担当主管課、主な県域団体と関係機
関連絡会議の各機関で企画委員会を構成し、ネットワークとしての取り組み
の方向や内容等を協議の・検討のうえ、総会に諮って共同事業を実施する。

情報提供や研修の実施

(財)兵庫県人権啓発協会が必要に応じて地域団体や職域団体等に対して情報
提供や研修講師の派遣、指導者養成等の支援・協力を行うとともに、県の人権
担当主管課は県の職員及び市町の職員の人権担当職員に対して人権研修を行う。

市町との関係

このネットワークは、県域レベルのものとして構築するものであるが、これ
をモデルとして、さらに各市町域内においても順次に地域ネットワークが構築
され、連携・協力した取り組みが展開できるよう、各市町へ働きかける。

3 (財)兵庫県人権啓発協会のあり方

(1) ネットワーク化に向けた機能の充実

交流機能

(財)兵庫県人権啓発協会が各人権関係団体等との連絡・調整を行いながら、ネットワークの拡大と活性化を図るためには、市町や人権関係機関・団体、学術研究機関・企業はもとより、個人・グループも含む様々な主体と幅広く交流を進める必要がある。

シンクタンク機能

郡部と都市部の地域性に応じた啓発手法や情操を醸成する新しい啓発手法の研究・開発、「体験」・「実感」を重視した啓発や研修の実施など、他の機関・団体の取り組みを先導し支援することに重点を置いた研究や啓発手法の開発等の事業展開を図る必要がある。

人材育成機能

各機関・団体間の取り組みの格差や意識差の解消に努め、ネットワーク全体のレベルアップを図るための指導者養成講座の開催や地域の重要な団体に対する研修を積極的に働きかけていくなど、研修事業の充実を図り、啓発活動全般において、人材育成の観点に立った取り組みを進めていく必要がある。

総合窓口機能

人権侵害被害の救済をはじめとするネットワークの人権擁護活動を効果的に進めるために、(財)兵庫県人権啓発協会が県民からの人権に関する様々な問い合わせ等の総合窓口としての機能を強化していく必要がある。

(2) ネットワーク化にあたっての組織体制のあり方

目的及び活動内容において共に密接な関係にある(財)兵庫県人権啓発協会と兵庫県人権同和・教育研究協議会が、これまでの活動の推移や組織設立の経緯等も考慮しながら、両団体のイベントを共同開催したり、事務局の一本化を図るなど、効果的・効率的な活動・運営のための条件整備について検討を進めていくことが望まれる。

(3) 県立のじぎく会館のあり方

県立のじぎく会館内には、人権問題全般にわたる資料を展示したり、県民や研修受講者が気軽に利用できる交流スペースが設けられていないため、(財)兵庫県人権啓発協会の交流機能やシンクタンク機能等を高め、様々な団体や個人・グループが、人権に関する多様で豊富な情報を求め、あるいは学べるよう、一般に開放した交流スペースを再整備することが考えられる。

ネットワークのイメージ

